

## 亀山市立図書館雑誌スポンサー募集要項

### 1. 雑誌スポンサー制度の目的

亀山市立図書館（以下「市立図書館」という。）では、雑誌スポンサー制度を活用し、雑誌にスポンサーの広告を組み込んだ情報を発信することにより、新たな財源を確保し、利用者のニーズに沿った図書の充実を図ることを目的とします。

### 2. 雑誌スポンサー制度の内容

雑誌スポンサーに雑誌の購読代金を負担していただき、提供していただいた雑誌を市立図書館雑誌コーナーに配架します。提供雑誌の最新号カバーの表面にスポンサー名を、裏面にスポンサーの広告を表示し、市立図書館の利用者の閲覧に供します。また、スポンサーの承諾があれば雑誌コーナーの雑誌架にスポンサーの広告表示を掲示できるものとします。

### 3. 対象とするスポンサー

- (1) 「亀山市広告掲載基準第4条」に基づく、業種または事業者には該当しないこと。
- (2) 企業、商店、団体等を対象とします。
- (3) 申請後、広告掲載内容については、亀山市広告審査委員会で承認されること。

### 4. 雑誌の選定

市立図書館が作成した別紙「亀山市立図書館雑誌リスト」から選定していただきます。

なお、雑誌の受入事務は市立図書館が行います。

## 5. スポンサー広告等の表示方法

### (1) スポンサーの表示スペース

- ① 提供雑誌の最新号カバー表面については、スポンサー名等の表示とします。
- ② 雑誌コーナーの雑誌架にスポンサー名等を掲示します。
- ③ 最新号カバーの裏面に、広告チラシを1枚挿入できます。広告チラシは片面印刷のものとし、最新号カバーに収まるサイズとします。また、この広告チラシの作成は、スポンサー側でお願いします。（広告チラシを変更する場合も同様とします。）
- ④ スポンサーは、①・②・③において、同一の名称を用いることとします。

### (2) スポンサーの表示期間

雑誌の提供を開始していただいた月から1年間とします。ただし、スポンサー及び市立図書館双方が期間満了の3ヶ月前までに、書面による解約の意思表示をしなかった場合は、覚書第3条の規定により、表示期間を延長できるものとします。

### (3) その他

雑誌の配架位置は、市立図書館が決定します。

## 6. 広告の内容

広告の内容は、市立図書館の公共性等を損なう恐れのないものとし、「亀山市広告掲載基準第5条」に該当するものは、スポンサー制度の対象としません。

## 7. 募集期間

随時先着順に受付します。

## 8. 申込方法

「雑誌スポンサー制度申込書」（様式第1号）に必要事項を記入し、掲載希望の広告（案）を添えて、市立図書館に提出してください。

## 9. スポンサーの決定等

(1) 申込みがあった順に申込内容を審査して、スポンサーを決定します。

※ 同一雑誌に複数の申込みがあった場合は、先着順に決定しますので、ご了承ください。

(2) 申込結果については、掲載可否の通知をします。

(3) スポンサーに決定した場合は、覚書（様式第2号）を締結します。

## 10. 支払方法

提供していただく雑誌の代金は、市立図書館が指示した雑誌納入業者へ直接、お支払いください。

## 11. その他

この要綱に定めるもののほか、広告の募集の手続き・広告内容の審査基準等は、「亀山市広告掲載要綱」「亀山市広告掲載基準」の例によります。

## 12. 申込み先及びお問い合わせ先

〒519-0155  
三重県亀山市御幸町318番地1  
亀山市立図書館  
TEL 0595-82-0542  
FAX 0595-82-0554  
E-mail  
[wakaba02@zc.ztv.ne.jp](mailto:wakaba02@zc.ztv.ne.jp)